

大阪市船場法人市税事務所分室設置要綱

(目的)

第1条 納税者の利便性向上を図るため、法人市民税の申告書受付等の事務を行う窓口を設置する。

(名称及び位置)

第2条 前条の目的を達するため設置する窓口の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 大阪市船場法人市税事務所分室

位 置 大阪市中央区大手前3-1-43

大阪府新別館北館地下1階 大阪府中央府税事務所内

大阪市船場法人市税事務所が設置、管理する。

(取扱事務)

第3条 取り扱う事務は、次のとおりとする。

(1) 法人市民税の申告書・届出書受付等に関する事務

(2) 納税証明書（継続検査用軽自動車税納税証明書を含む）発行に関する事務

(3) 市税収納に関する事務

(4) 納付書再発行に関する事務

(5) 事業所税の申告書・届出書受付に関する事務

(事務取扱時間及び休日)

第4条 事務取扱時間及び休日は、次のとおりとする。

(1) 事務取扱時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分

(2) 休日

・日曜日及び土曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

・12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）

(職員)

第5条 第3条の事務を行うため、大阪市船場法人市税事務所職員（非常勤嘱託員を含む）を若干名置く。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行細目は、財政局税務総長が定める。

附 則 この要綱は、平成25年4月10日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。